

## 竹原市総務文教委員会

令和5年9月7日開会

### 会議に付する事件

#### (付託議案)

- 1 議案第50号 工事請負契約の締結について
- 2 議案第52号 竹原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案
- 3 議案第58号 令和5年度竹原市一般会計補正予算（第3号）
- 4 請受第5-1号 消費税インボイス制度の実施延期を求める請願書

#### (その他)

- 1 閉会中の継続審査の申出について
- 2 令和5年度総務文教委員会行政視察について
- 3 備後圏域連携中枢都市圏への加盟について

(令和5年9月7日)

出席委員

氏 名	出 欠
川 本 円	出 席
山 元 経 穂	出 席
松 本 進	出 席
道 法 知 江	出 席
大 川 弘 雄	出 席
堀 越 賢 二	出 席
平 井 明 道	出 席

委員外議員出席者

氏 名
今 田 佳 男
下 垣 内 和 春
蕎 麦 田 俊 夫

職務のため会議に出席した者は、下記のとおりである

議 会 事 務 局 長                      笹 原 章 弘

議 会 事 務 局 主 任 主 事              置 名 拓 真

説明のため会議に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名
副 市 長	新 谷 昭 夫
総 務 企 画 部 長	平 田 康 宏
観光まちづくり担当部長	國 川 昭 治
総 務 課 長	品 部 義 朗
企 画 政 策 課 長	大 川 真 功
財 政 課 長	向 井 直 毅

午前9時57分 開会

委員長（川本 円君） ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、令和5年第3回定例会総務文教委員会を開会いたします。

本日、当委員会に付託を受けております案件は、付託議案等一覧表に記載のとおりであります。

副市長の発言の申出がありますので、これを許可いたします。

副市長。

副市長（新谷昭夫君） 皆さん、おはようございます。

今日は、令和5年第3回定例会で提案をさせていただいた議案のうち、議案第50号外2議案につきまして説明をさせていただきますので、慎重な御審議のほど、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

委員長（川本 円君） それでは、これより議事に入ります。

本委員会に付託された諸議案について、執行部の説明を受けてまいります。

審査の順序につきましては、付託議案審査順序表のとおり行ってまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） 異議なしと認め、そのように執り行いたいと思います。

なお、執行部からの説明は、以後座ったままでいただいて結構でございます。

まず、議案第50号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

財政課長。

財政課長（向井直毅君） それでは、議案第50号の工事請負契約の締結について、議案書及び議案参考資料に沿って説明をいたします。

議案書11ページをお開きください。

議案の内容につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、次に説明する予定価額が1億5,000万円以上の工事の請負契約を締結することについて議会の議決を求めるものでございます。

工事名につきましては、大王地区浸水対策事業雨水ポンプ場整備工事でございます。

契約の方法につきましては、条件付一般競争入札の事後審査型となります。

契約の相手方は、広島市東区東蟹屋町15番3号、荏原実業株式会社広島事務所ござ

います。

契約金額は、消費税を含めまして1億9,631万7,000円で、工期については、当該議案が可決された日の翌日から令和7年3月15日までを予定いたしております。

次に、工事の概要について議案参考資料で説明をいたしますので、議案参考資料の11ページをお開きください。

工事の概要につきましては、口径600ミリの横軸水中ポンプを2台設置し、この動力となる電気設備及び操作盤を設置する工事となります。

水中ポンプにつきましては、従来の低水位型の横軸ポンプで対応ができなかった激しい水位変動に対し、停止させることなく連続運転が可能な全速全水位のポンプの設置をするものでございます。

建設工事入札参加選定委員会を本年7月11日に開催をする中で参加資格要件を定め、7月14日に入札を公告、8月9日に電子入札システムにより開札を行ったところ、有効な入札を行った3社から入札がございました。入札結果につきましてはまた別添の資料をつけておりますのでそちらを御覧いただければと思います。

このうち、最低価格で入札をした荏原実業株式会社広島事務所を第1落札候補者として資格要件の事後審査を行い、参加資格要件を満たしていることを確認いたしましたので、落札者と決定いたしましたものでございます。

説明は以上となります。

委員長（川本 円君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

松本委員。

委員（松本 進君） 一つは、お尋ねしたいのですが、先ほどの工事概要について、雨水排出ポンプの設置工事、こういった全速全水位型横軸水中軸流ポンプ2台というのがありましたけれども、説明のときも概要であったのですが、端的にここで聞きたいのは、この雨水ポンプを設置することによって、現在どういった面積が浸水被害を受けて、このポンプをやればどのくらいの雨量まで防水、浸水対策ができるのかという、その今浸かっているエリアとこの工事、今ポンプの能力を言われましたけれども、持つ能力をつけた場合で時間雨量といいますかこれくらいの雨量まで耐えられる設計であるのだというのが分かれば教えてほしいなということです。

委員長（川本 円君） それは雨量でいいですか、面積じゃなくて。

委員（松本 進君） 面積と雨量です。今は浸かっている面積、今度はこの機械、今工事概要がありましたから2台の雨水ポンプを設置して時間雨量はどのぐらいまで耐えられると  
いいですか浸水被害に対しての設計になっているかという概要です。

委員長（川本 円君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） こちらの工事につきましては、広島県が行います二級河川本川  
浸水対策重点地域緊急事業とも非常に重要といたしますか非常にリンクしているものでござ  
いまして、このポンプを設置するだけで雨量によってどれぐらい浸水被害が防げるかとい  
うような算定ではございません。全体まだ多数の事業がこれに絡んでおりますので、トータルとしてこれらの地域の浸水対策を行うというものでございますので、このポンプだけ  
での効果というものは詳細には私もお聞きしてませんし、それ以外の工事も含めて全体の  
事業としてこの対策を考えていくというふうにお聞きしているものでございます。申し訳  
ありません、ですからこのポンプだけでどうなるかというのは詳細には私も把握いたして  
おりません。

委員長（川本 円君） 松本委員。

委員（松本 進君） 分かりました。別の機会にまたしたいと思うのですが、通常これだけ  
1億数千万円かけるわけですから、現在これだけ浸かっているよと今被害が起こったよと  
いうことに対して、せめて2台のポンプではこういった被害何ミリ雨量の設計というのは  
通常設計で計算するはずですから、分かるかなというふうに思って質問しました。別の機  
会にしたいと思います。

それでは、2点目なのですが、工事が1億9,000万円、2億円弱の大きな工  
事でありまして、特に私はこういった工事を発注する場合に常々市内業者の育成とい  
いますか、ここが一番大切な、一つの仕事の関係で見ても市内企業の育成をぜひ配  
慮してほしいということも常々質問しているのですが、入札結果表を見たら、市内業  
者が参加されていないようなことがあって、なぜ市内業者が参加できないのかなとい  
うことの主な説明と、市内業者の育成はどういうふうに配慮しているというのがあ  
れば教えていただきたい。

委員長（川本 円君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） 市内業者の参加の機会に関する質問でございます。

このたびの工事につきましては、工事の種別につきましては機械器具設置工事とい  
うこ

とになっております。この機械器具設置工事につきましては市内業者でこのポンプを設置できる業者がないというのがまず第1条件となりますので、市内での発注が難しかったということで、このたびは市外も含めた全体での入札ということになったわけでございます。市内業者につきましては当然そういった業者数が足りていれば市内だけで行える工事は現在も市内だけで入札の条件を定めて実施しております。今後につきましてもそういった基本的な考えは当然持ちながら、市内でできる工事は市内でという形でやっていきたいというふうに思っております。このたびにつきましては、先ほども申しあげましたように、機械器具の工事の業者が市内にはいなかったということでこういった形になっているものでございます。

以上でございます。

委員長（川本 円君） 松本委員。

委員（松本 進君） 現段階ではこれだけ大きな1億9,000万円、2億円弱の工事発注の場合は、市内業者がそういった機械設備、ポンプを設置する業者がないということですが、今後のことを見越した育成という考えでやれば、特に私が建築工事とかいろいろ言っているのは、例えば分割発注とかいろいろやって2億円だったのが1億円とか、分割するほど機会があるのでしょうか、コストとかいろいろあるのでしょうか、そこらの検討といいますか、2億円の分が例えば1億円発注したら市内業者の可能性もあるよというそういった分の配慮なんかは要るのではないかなと思いますが、そこらは今後のことですがどうでしょうか。

委員長（川本 円君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） もちろんそういったことは当然考慮に入れさせていただきたいと考えております。ちなみに今回の工事につきましてもポンプ場の設置に関わりまして躯体工事いわゆる土木工事も発生いたします。こちらについては分離をいたしまして、別に市内業者だけの土木工事一式ということで発注はいたしております。たまたまこれが1億5,000万円を超えるものではないので議決案件ではございませんけれども、そうやって土木工事については市内だけでの発注という形で別に発注をいたしておりますので、今後もそういった形でできるものについては、積極的にそれは活用していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

委員長（川本 円君） 松本委員。

委員（松本 進君） 今回の土木工事はよく分かりました。市内業者に発注ということでぜひ対応してほしいのですが、このポンプ工事に関わる例えば下請とかそういうのはないのですか。そこら発想が素人で分からないですけど、そういうこのポンプ工事、今回にかかっての下請といいますか市内業者の発注という可能性は、そこはどのようなのでしょうか。

委員長（川本 円君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） ポンプの設置に関しては、先ほども申し上げましたように、そもそも市内業者はいませんので、下請にもし出す機会があっても市内でそれが下請ができる業者がないというのがまず実情でございます。それ以外にも付随して電気工事のようなものもございますので、それは当然電気工事事業者というのは市内に今6社いらっしゃいますので、そういったところに下請に出していく、発注いただくことは可能であろうと思いますし、常にこういった工事につきましては市内業者への下請を出していただくようお願いは常にさせていただいておりますので、今回についてもそういった取組はさせていただきたいというふうに考えております。

委員長（川本 円君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） ないようですので、次に参ります。

議案第58号令和5年度竹原市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

財政課長。

財政課長（向井直毅君） それでは、9月定例会に上程いたします補正予算案について説明をいたします。

補正予算案の概要に基づきまして説明をいたしますので、概要をお開きいただければと思います。

このたびの補正予算案の概要といたしましては、新開土地区画整理事業に係る経費や令和4年度に実施をした各種事業に対し交付された国庫支出金等について、精算をした結果返還が必要となったことから、それに対応するための経費などが主な内容となっております。歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,626万6,000円を追加し、総額を156億9,965万6,000円とするものでございます。

歳出の補正内容につきましては、総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、土木費にお



いて追加計上を行うもので、その内容につきましては3ページ以降の主な事業内容で説明をいたしますので、3ページをお開きください。

それではまず、3ページ、総務費市税賦課徴収事務に要する経費について、システム改修委託料など99万7,000円の追加計上を行うものです。内容につきましては、住民税の特別徴収に係る事業者の利便性向上のため、令和6年度から住民税特別徴収の口座振替の実施に向けたシステム改修等を実施するものでございます。財源については、一般財源となります。

続きまして、中段になります、民生費及び衛生費並びに農林水産業費、一般事務に要する経費等について、国庫支出金返還金4,989万2,000円の追加計上を行うものでございます。内容につきましては、民生費及び衛生費において、令和4年度に実施した各種事業に対し交付された国庫支出金等について精算をした結果、返還が必要となったことから必要な予算計上を行うものでございます。返還の対象となった事業の主なものにつきまして、社会福祉総務費については生活困窮者自立相談支援事業、障害福祉費については障害者自立支援給付費負担事業、児童福祉総務費については子ども・子育て支援事業、生活保護費については医療扶助費、予防費については新型コロナワクチン接種対策事業、母子保健費については産婦健康診査事業などでございます。また、農林水産業費については、旧田万里生活改善センターを地域活性化のため活用できるよう、用地取得のため交付を受けた国庫支出金を返還するものでございます。財源については、一般財源となります。

続きまして、下段の土木費、新開土地地区画整理事業に要する経費について、工事請負費など1,537万7,000円の追加計上を行うものです。内容につきましては、土地地区画整理事業の施行期間内の完了を目指し、地権者の施行同意のあった工事を前倒しで執行するため、委託料及び工事請負費を増額するものでございます。財源については、起債を1,900万円充当するとともに、国庫支出金の内示額減額に伴い同支出金を787万5,000円減額し、残りを一般財源とするものでございます。

以上が、歳出予算案の内容となります。

1ページにお戻りください。

歳出の説明に合わせて特定財源についても触れましたので、国庫支出金等の内容については説明を省略させていただき、繰越金について令和4年度の決算剰余金の一部を歳入予算に計上し、最終的な収支の均衡を図っているものでございます。

説明は以上となります。

委員長（川本 円君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

堀越委員。

委員（堀越賢二君） 直接この出てるものに関係をするかどうかということなのですが、当初予算にないものを補正で上げてくるという意味合いのものだと思います。

補正ありきで予算を組むこともありますでしょうし、実際コロナであつたりとか突発的なことで補正を組まざるを得ないような状況も発生してくると思いますので、少し聞きたいのは、今全国で株式会社ホーユーによる給食事業が提供できないという状況にあることについて少し、この出ているものとは違うのですけれどもどこで聞いたらいいいのかちょっと分からなかったので、この補正というところで、当初想定をできなかったような人件費であつたり水光熱費の上昇というところがあつて、様々な複合的な要因はあるかと思うのですけれども、全国的にもそういう利用者の方が困っている状況があるので、その点について少しお聞きするのはどんなでしょうか、よろしいでしょうか。

委員長（川本 円君） 関連質疑になりますし、堀越委員が聞きたいのは突発的な予算発生時に対する対応の仕方はどうなのかという意味合い。

委員（堀越賢二君） そこまで深い内容ではないのですけど。

委員長（川本 円君） そしたら、今理事者が説明した範疇ではありませんけど、補正予算の意味合いからしてそういうことを聞きたいということではよろしいですか。

財政課長、よろしいですか。

財政課長（向井直毅君） 補正予算の趣旨といたしましては、当初予算から想定してなかったもの、もしくは当初予算には間に合わなかったというようにいろいろな要件を含めて、6月、9月、12月という形で補正をさせていただいております。そういった突発的な要件がございましたら、議会の開会がかなえば審議をいただいた上で議決ということになるでしょうし、あまりにも急で開会するいとまがなければ専決ということもさせていただいたこともあります。そういったものを考慮しながら必要な予算については補正ということで対応を今までもしてまいりましたし、今後もそういった案件がございましたら随時そういった対応はさせていただければというふうに考えております。

以上でございます。

委員長（川本 円君） 堀越委員。

委員（堀越賢二君） すみません、ありがとうございます。

実際に今回のことで入札自体がどうだったのかという問題もあろうかと思えます。竹原市のこの給食事業に関してはプロポーザルで行っているところもありますし、金銭的などころだけではない、食材のほうも負担がないといったところではあるのですけれども、実際、相談があるなしにもかかわらず今がどういう状況にあるかというのは金銭的な事業者の負担というのが影響してくると思えますので、そこら辺の少しリサーチが必要ではないかと思えますので、これは担当の課長というよりは行政としてやはりしっかりとそこら辺は状況を見ながらアプローチしていく必要があろうかと思えます。

委員長（川本 円君） 答弁はよろしいですか。

財政課長。

財政課長（向井直毅君） 様々な案件でそういった必要性が出てくるものもあろうかと思えます。入札なり契約なりした段階では想定されなかった事態も出てくる中で、いわゆる想定外の事例については相手側の業者ともしっかりと意思疎通を図りながら、また状況を把握しながら今後もやっていかなければいけないと思えますので、今回特に給食という問題も発生いたしました、そういった部分につきましては教育委員会中心にはなろうかと思えますけれども、いわゆる経営も含めた状況把握というのは発注者としてもしていく必要があろうかと思えますので、そういったものも留意しながら今後運営をしていかなければならないというふうには感じているところでございます。

以上でございます。

委員長（川本 円君） ほかにございませんか。

道法委員。

委員（道法知江君） 国庫支出金の返還金について伺いたと思います。

農地費の346万6,000円というふうに書いてあるのですけれども、これ、面積、お分かりになりますか。

委員長（川本 円君） 観光まちづくり担当部長。

観光まちづくり担当部長（國川昭治君） こちらにつきましては、当初田万里生活改善センターということで、昭和57年に電源立地交付金として交付金をいただいていた内容でございますけれども、用地取得費に対しまして受けている交付金でございまして、用地面積については330平方メートルということでございます。

以上でございます。

委員長（川本 円君） 道法委員。

委員（道法知江君） かなり広いところで確かにあの地域の皆さんの交流の場というふうになっていると思います。既に57年に交付金が入っているということなのですが、この間それを活用というのは考えていらっしゃらなかったのかどうか。

委員長（川本 円君） 観光まちづくり担当部長。

観光まちづくり担当部長（國川昭治君） こちらの交付金でございますけれども、当初が生活改善センターの用地のためということで交付金を受けておりましたけれども、こちらの生活改善センターにつきましては令和3年12月議会におきまして条例を廃止させていただきました。その後地域の自治会と民間の会社で現在ドーナツのカフェとか宿泊施設として、地域活性化の施設として活用いただいております。こちらにつきましては収益事業を行っているということから、当初の生活改善センターの目的と違ってきているということから、国、県と協議した結果、当初の補助金を返還させていただくということで協議が調いましたので、今回上程させていただいているところでございます。

以上でございます。

委員長（川本 円君） 道法委員。

委員（道法知江君） 事業者のほうとしたら御負担はないということの理解でよろしいですか。地域に広げていただいて、活性化のために尽力していただいていると思うのですが、その点について。

委員長（川本 円君） 観光まちづくり担当部長。

観光まちづくり担当部長（國川昭治君） こちらの事業者につきましては収益事業を実施しているということから、こちらについては市のやはり使用料に基づきまして一定の賃借料をいただいているところでございます。

以上でございます。

委員長（川本 円君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） ないようですので、次に参ります。

議案第52号竹原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（品部義朗君） それでは、議案参考資料の19ページをお願いいたします。

それでは、竹原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。

本案につきましては、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけられたということに伴いまして人事院規則が一部改正されたことを踏まえまして、国の取扱いに準じて防疫等の作業に従事した職員に支給する特殊勤務手当を改めるものでございます。人事院規則の改正によりまして、これまでの新型コロナウイルス感染症に係る防疫等の作業手当の特例というものが廃止されるとともに、特定の新型インフルエンザ等に係る防疫等の作業に従事した職員に支給する特殊勤務手当が新たに整備されたということ踏まえまして、本市におきましても国と同様の規定を整備するものでございます。

改正の内容につきましては、支給対象としましては特定新型インフルエンザ等から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた処置に係る作業となります。

支給額につきましては、作業に従事した日1日につき1,500円、緊急に行われた措置に係る作業にあつて心身に著しい負担を与える作業に従事した場合は4,000円を上限としまして支給するものでございます。

なお、20ページにおきましては新旧対照表となっております。

なお、この条例の施行日につきましては、公布の日からとなっております。

説明は以上となります。よろしく申し上げます。

委員長（川本 円君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） ないようですので、それではここで委員による質疑を一旦保留とし、暫時休憩いたします。

説明員は退室願います。委員の方はそのまま自席でお待ちください。

午前10時24分 休憩

午前10時25分 再開

委員長（川本 円君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

それでは、委員及び委員外議員の方で会議規則第117条の規定に基づき、委員外議員の出席要求、または発言の申出のある方はございますか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） それでは、なしといたします。

ここから付託議案に関して委員間討議を行ってまいります。

これまでの議案説明、質疑、答弁を踏まえ、付託議案に対する意見、今後の審査の方向性など発言のある方は挙手してお願いします。そこで特にお聞きしたいのは、これまでやった質疑、答弁が十分な審査であったかどうか、または追加提出させる資料はないか、最後に追加する質疑はないか、これらをちょっと明確にしたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

ある方は挙手してお願いいたします。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） では、なしということになります。

以上をもって本委員会への付託議案に対する質疑を終結いたします。

説明員を入室させますので、暫時休憩いたします。

午前10時27分 休憩

午前10時28分 再開

委員長（川本 円君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

これより本委員会の付託議案について、議案番号順に順次討論、採決に入りたいと思います。

まず、議案第50号工事請負契約の締結について。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（川本 円君） 結構でございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第52号竹原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（川本 円君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、この法案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第58号令和5年度竹原市一般会計補正予算（第3号）について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（川本 円君） 結構です。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議事の都合により暫時休憩いたします。

説明員は退席をお願いします。

午前10時30分 休憩

午前10時34分 再開

委員長（川本 円君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

請受第5-1号消費税インボイス制度の実施延期を求める請願書を議題といたします。

この請願は、松本委員が紹介議員となっております。

会議規則第142条第1項の規定により、松本委員から紹介議員としての説明を求めた

と思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） 異議なしと認めます。

それでは、紹介議員の説明を求めます。

松本委員。

委員（松本 進君） それでは、私のほうから説明させていただければと思います。

請願書、消費税インボイス制度の実施延期を求める請願書ということで本会議上でもこの概要は説明させていただきました。それを前提に今日は補足説明させていただきたいと思うのですが、一つはこれ8月30日付の中国新聞に載っていたのを紹介したいと思います。

これはQ&Aという形で、インボイス制度、免税事業者に新たな費用負担もということで、そこの中の紹介したいと思いますけれども、このインボイス制度によって売上高1,000万円以下の免税事業者がインボイスを発行するためには消費税を納税する課税事業者に転換する必要があります。新たに年間数十万円の負担が生じる場合もありますというような説明の主な概要ですけれども、それと同じくまた中国新聞で、9月3日付の中国新聞なのでありますが、これには見出しとして迫るインボイス制度、混乱招きかねない、対策は要るといような見出しで報道しております。この中の概要を説明しますと、このインボイス制度に対する国民の理解が進んでいるとは言い難いと、そして最も影響を受けると見込まれるのが売上高1,000万円以下の小規模事業者であると、これまでは納税が免除されてきたが導入後はインボイスを発行するために課税事業者として登録することになる。登録すれば売上げに応じた税負担が求められると、政府試算によるとその負担増は1事業者当たり年15万円以上になることが見込まれるといような報道で、この負担増を避け登録せずに免税事業者を続ける選択肢もある。ただし、その場合はインボイスが発行できない。インボイスがなければ取引相手は免税事業者分の消費税を負担することになると、それを嫌い取引業者は免税事業者との取引を減らしたり打ち切ったりする可能性がある。いずれにしても免税事業者には大きな負担だろうと。それから、よくよく考えてみると現行のサービスや価格に消費税を転嫁できていないケースも少なくないのではないかと。免税事業者は零細で立場が弱く、取引の際は配慮が必要だ。影響は免税事業者に限らない。会社員など得意先との飲食やタクシー利用の際にインボイスを求められることも考えられる。課税事業者か免税事業者かを一々確認するのは思った以上に大変だ。さらに深



刻なのは経理の現場である。膨大な紙の領収書処理で事務が手いっぱいになることは容易に想像がつく。というのは、消費税インボイス制度が導入された場合のとりわけ免税事業者の負担とか事務負担等のことを紹介いたしました。

ですから、特に強調しておきたいのは、財務省が国会で答えているのですが、財務省は消費税は預かり税ではないと国会で答弁していると、消費税は商品の価格の一部と判決で確定しているということで、先ほど本会議でもこの消費税を扱う取引業者といいますか、特に免税事業者がこう変わるのだということも紹介しましたので、ぜひこういった今特にコロナ禍、物価高騰の中で特に零細業者の置かれた経営状況というのは大変深刻だと、こういった中で新たに先ほど紹介したようなインボイス制度による事務負担とか税負担とかということになると、竹原市内でも1,000万円以下の事業者というのは相当数、これはちょっと推定ですけどもおられるのではないかと、そこにもろに打撃を与えることになるという面では、これは10月1日からそういったことになっているわけですから、緊急にはこの消費税の実施を延期してほしいというこれは切なる願いを込めた請願書だということで、ぜひとも議員の皆さんの理解を得て内容はこの消費税インボイス制度の実施の延期を求める、これを国に出してほしいと、意見書を出してほしいという請願書ですので、ぜひとも御同意といいますか、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

委員長（川本 円君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

大川委員。

委員（大川弘雄君） お聞きします。

この請願では消費税のインボイス制度の実施延期というふうに言われておりますが、今の説明でいくとどうもインボイスが反対なのかなというふうに聞こえるのですが、実施延期であればいつまでを指すのかを書く必要はあると思いますけども、その点は1年なのか、2年なのでしょうか。

委員長（川本 円君） 松本委員。

委員（松本 進君） その期限といいますか、そういったことは請願者の方に確認をするのが一番本来の姿だと思いますし、私はさっき言った請願の内容でこれは本当に深刻だなということで、当面そういう実施を、もう10月1日から動こうとしている、緊急性があるわけですから、当面そこはストップしていただきたいということを国に上げるという

ことで、本来ここで確認が必要なのは、それは1年、2年どうなのかということを含めて、中止とかという意見がいろいろあるのですけれども、そういったことを含めて請願者の御意見を聞くのがやっぱり正確な対応だというふうに、私は今発言はそこまでしか言えません。

委員長（川本 円君） では、具体的な何年とかというのは示さないということですか。

委員（松本 進君） 示せない。そこは請願者の趣旨が大切なのではないかなと私は思います。

委員長（川本 円君） 松本委員がそこまではちょっと把握できてないということでしょうか。

委員（松本 進君） そのとおりです。

委員長（川本 円君） 分かりました。

大川委員、よろしいですか。

大川委員。

委員（大川弘雄君） こういう文面が出るときには、延期ですから1年なのか10年なのかというのは必要だと思いますので、その点はちょっと確認がどうなのかなと思いました。

また、内容を何回も読ませていただきましたけども、延期をしたからといって解決できる内容はほぼないと思います。やめるということではないかというふうな内容になっていますので、インボイス反対とか入れるかということ結論出さないというのがないのかなというふうな思いです。

以上です。

委員長（川本 円君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） よろしいですか。

それでは、以上をもって質疑を終結いたします。

委員間討議に入りますので、傍聴者の方は退室願います。

それでは、委員間討議を始めます。

本請願について意見等がありましたら御発言願います。

堀越委員。

委員（堀越賢二君） インボイス制度の導入が今年の10月1日からということが始まる

のですが、これが今議論が始まって10月からスタートしますよという話ではないのです。今までも様々な事業者においては登録をして、番号をもらって、番号を発行して、それぞれの企業に対してその番号を通知して、そういう取引を今後も続けていくというようなこともあります。10月1日からの導入ということですがけれども、2026年9月30日までには仕入れ額相当額の80%が控除、2026年10月1日から2029年9月末までには50%の控除、これはその登録をした上でのことにはなるのかもしれませんが、こういったような猶予期間も設けていますし、今までのままその事業を継続していくのか、それとも課税のほうに変わっていくのか、それを考える期間がこの6年間だなというふうに思います。

もちろんいろんな手間がかかりますし、先ほど松本委員からもあったように預り金ではないということで、そもそも消費税というものの扱いが売上げに対してのパーセンテージということなので、売上税ではないかといったような声もあるのですが、まあその売上税か消費税かという議論をここでしたってしょうがないところで、制度上こういったようなものが導入されるので、実際に現場も大変なのはよく分かります。そのためのシステム改修とかいろんなことで結構な金額もかかります。ただ、その反面これが制度として確立してスムーズに回っていくと非常にメリットなこともあるので、それは制度上これから消費税の金額が今みたいに10%とか8%とか変な分け方をするのでなくて、もう5%にするとかまあもっと上げるとかいろんなそこは議論があるとは思いますが、今の税率が8と10で違うということ自体も私はどうかなと思うようなところもありますし、この請願の中身を見ると反対というところなのだけれども、延長するといったような意味合いが非常に強いのかなと思うので、そうであればその内容を書かないとあまりにもちょっとぼやけてよく、おっしゃる気持ちは分かるのですが、どうかなという思いがあります。

以上です。

委員長（川本 円君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） よろしいですか。

では、私のほうからいいですか、申し訳ない。

今堀越委員からもありましたし、堀越委員も私もそうですが自営をしている関係上、このインボイスというのはどうしても携わらなければいけない立場になったというわけでご

ざいますが、前にも言ったと思いますけど、あくまでも立法府で決められたことをこの条例府においてどうやこうや言うのもどうなのかなというふうに私はちょっと正直感じております。昨日、今日始まった制度ではありませんから、大分煮詰めた上で議論された上で立法府のほうで決められて現在に至っているわけですから、まず先ほどから出ているようにいつまで延期なのかとそれも言えない、把握できてないというのは、請願の願意としてはちょっとインパクトが弱いように私はちょっと感じました。まとめますと、やはりあくまでもその立法府とうちの行政府というのはやっぱり分けてこれからも議論していくべきではないかと、私個人的にはそういうふう感じております。すみません、要らないこと言いまして申し訳ない。

ほかに御意見はございませんか。

堀越委員。

委員（堀越賢二君） これは産廃のときにもあったのですけれども、先ほどあったように、代表である松本さんのほうからその期間が私の一存では言えないという、まあそれは請願者のほうからでないといけないということなので、制度として請願者のほうの方から前のように説明をしていただくことがいいのか、それともこの現在の文面の中で松本さんの言われたことを考えて判断するのか、どちらがいいのでしょうか。皆さん、どう思われてですか。

委員長（川本 円君） 前は参考人招致していたですよ、席も用意してしゃべる段取りしていたのですが、今回はそれがなかったもので代表で松本委員のほうということなので、あれはちょっと私も正確に覚えてないですが、事務局に聞きたいのですが、参考人招致というのはどの段階ですべきものなのですか、もし必要とあれば。

挙手にて発言してください。

事務局長。

議会事務局長（笹原章弘君） 基本的には、委員長のほうから議長に対して参考人の招致の場合依頼といたしますか、議長のほうから参考人を呼ぶようになります。

時期としましては、いつでないといけないというのはないので、請願書がでたあと委員長のほうで必要があるということであれば参考人の招致の依頼という形になります。

委員長（川本 円君） 私が判断する、必要だろう、必要でないというのを、そういうこと。

大川委員。

委員（大川弘雄君） 私は個人的にこの請願というものは市民の方からのものが出て、僕のところにはきてないですけども、松本さんが受けて、代わりに出されてるんですけども、大事にしたいなと思っているのです。その割には時間がないのです、10月。だから、これを出すのならもう一つ前とかもっと前とかに、もっともっとか、1年も前に出していただいて、やっぱり僕ら調査をして結論を出さないといけないのに、これを読んで自分なりにインボイスがどうかは分かりますよ、でもその方たちの思いというのはやっぱり聞かないといけないし、では実態がどうなのかという調査もしないといけないところがちょっとこの時間ではできないではないですか。

だから、できればその請願が出たのではない賛成反対でなくて、やっぱり調査をする時間が欲しいという、その時間を見て出してほしいです。コロナのときには飲食から出しました、僕のところに持ってきましたから、緊急性があると思ってそのときにすぐに出しましたけど、最終日だったから、でもこれはもうずっと前から分かっていることですから、それが今になってというのはちょっと僕らとしても対応が難しいというふうに感じています。

だから、ぜひできたら議会をまたいで次の12月定例ぐらいに結論を出せるぐらいの余裕を持ってもらわないと、ちょっと二、三日で結論出せというのはあまりいいことではないのではないのでしょうか。

委員長（川本 円君） 松本委員。

委員（松本 進君） 今大川委員が言われたのは、早く出すというのは当然であって、そこは私も遅れて皆さんに申し訳ないなというのがあります。ですから、10月1日実施のということで、本来1年とか半年とかというのは当然だということで、大変申し訳ないと思います。

それで、ではどう対応するかという面では、中の全ての把握というのはなかなか私も税の専門家ではないですからそこは分かりませんから、本来はそういう税務の専門家を呼んでとか、今大川委員が言われるようなきちっと時間を取ってというのは当然それができれば一番いいのですけれども、さっき言ったように10月1日からを目指した中では、先ほど質疑の中で出たどのくらい延長期間が見込んでおられるとか、いろんな請願者の思いとか、もっと詳しいものがあるのではないかなという面では、私もこの期間でもし時間を取れるならば、採決する前の会期の中に、さっき言った延長の問題とか、請願者の出した思いとか提出者の思いとかというのを聞く機会が会期中に、1回か2回ぐらい取れば時

間を取っていただけないかなと。でないと12月まで持ち越すわけにはいけないので、こういう急がせるので悪いのですけれども、この会期中に採決する前に1回でも集まる機会が取ればぜひ取ってほしいなど、請願者の意思を聞けるような機会を取っていただければというふうに思います。

委員長（川本 円君） 会期中に。

前の請願、産廃だったですか、たしか産廃のときの井上さんが出されたもの、あのときも確かにそうだったのですが、井上元議員のしゃべってる内容と請願者の思いがちょっとずれていて、いやいやそうではないのだというすったもんだがあったのがちょっと記憶にあるのですが、請願を出された時点で必ずその出された方を参考人として呼ぶというようにしておけばいいのですか、この場合。というのは、松本委員が代表で説明されて我々の質疑に答える形を今回取ったのですが、出された時期も問題となっておりますし、先ほどから言ってるその延長の時期がいかほどなのかというと、松本委員がちょっと私はこの場ではちょっと答えられないという、提出者の意向が酌めないから言えないということなので、今後においてはもし請願が提出された時点で必ずその請願者のしゃべる機会を与えるべきではないのかなと、今ちょっとふと思ったのですが。

副委員長。

副委員長（山元経穂君） 委員長の言ってることも分かるのですが、ただその前提があって、大川委員というか今は議長なので、大川議長は請願を大事にしたいから、だから請願が出たらより丁寧に扱いたいと、でもこれは正直また人事があってその時々の方針によって決まるかもしれないので、だから請願が出たイコールもう既に参考人を呼ぶとかどうかというのは決定はできない、あくまで付託段階にならないと分からない話ではないかなと思います。それと、堀越委員からも意見があって、請願者の意向を聞いてって今松本委員からもあったのですが、できればこの会期中にというのも分からないこともないのですが、ただこの文章を読む限り先ほど大川委員が言われた大前提として、この文章を見る限り内容は反対だと思うので、仮に請願者の今から願意を聞いたって多分中身に変わりはないと思うので、今回の件に関してはあまり請願者の願意をお聞きしても多分中身に大きな変化はないかなというのがありますし、日程的にも、できないこともないかもしれませんが、10月1日が控えている中でもう非常に期間が短いというのがありますので、その辺を踏まえて皆さんに御判断いただけたらどうかと思います。

委員長（川本 円君） 松本委員。

委員（松本 進君） 私も遅く出して、あれなのですけども、最低限言わせてもらえるのは、さっき言ったどのくらいの延長とかそういった私自身が即答できなかった分について、せめてそれを含めて1回ぐらいは請願者を参考人として呼ぶというか、聞いていただく機会ができないかなというふうに改めて思いました。

委員長（川本 円君） 堀越委員。

委員（堀越賢二君） 先ほど山元副委員長が言われたように、聞いたとしても多分中身って変わらないのです。延長していただいてその間に何か体制を整えてということではなくて、やはり反対なのかなというふうには文面からも読み取れます。この中には、今までと制度が変わるということで課税事業者となり消費税の申告と納税が義務づけられます、今までなかった作業が増えるということなのですけど、私からしたら当たり前のことなのです。免税事業者とかということではなくて、商いとしたら今の制度上決まったものであればその制度の中で運用していく、なので基本的にはその消費税分を支払いがということではあるんです。免税事業者の人からの意見としたら、気持ちも分からないことはないのです。ただ課税事業者はある程度の消費税の支払い予定額を考えて積立てをしてます、きちんと納税できるような準備も当然しています。なので、この文章の中でその親会社との力関係で価格を決められていく、そういうこともないことはないのでしょうかけれども、全体的なことと実際に竹原市の市内業者さんの方たちの声というのとちょっと少し混ざって、ただやっぱり反対に行き着くところいう中身になってくると思うので、多分そのものって先ほど言われたように改めて聞いても変わらないし、逆に全く市民の声を聞かないよというものではないので、逆に議会が全く市民を向いてないというふうに変に間違っただけをされるのもどうかなとも思うし、もう少しこのことについて議論する場があったり、導入までの期間があればいいのでしょうか、なかなか今難しい状況にあるなというふうには思います。

委員長（川本 円君） 大川委員。

委員（大川弘雄君） 採決がいつかあるのでしょうか私には迷っています。なぜなら、このインボイス制度の延期を求めることに対しては、私は、その方たちが説明が足りなくてよく理解できていないと言われるのだったらそれはあるかもしれない。

委員長（川本 円君） もう一回言ってください。

委員（大川弘雄君） 説明不足が理由で延期というのはあってもいいかもしれないと僕は思ってます。ただ、この中身でいくとインボイスのことはよく分かっておられて、どうも

反対ということです。素人さんが考えているような無知な人が書いた文章ではありません、相当のプロです。インボイスは十分に分かっている、でも我々にはこの制度が、どうもこの中身のことは市民の方は読まないでしょうから、このインボイス制度の延期を求めることに対して議員が反対したというのは非常にしづらいと僕は思います。だから、中身とこの表書きがずれることというのはあまり出してほしくないと思うのです。これであれば反対ではないですか。反対であれば私は反対ですと言いやすい。ただ、延期を求める、何なら説明不足なのだななんて言われた日には反対しづらい。でも、その文章はどこにもないですよ、説明不足なんか、もう十分に分かっておられます。だから、その辺はちょっと言い方は悪いですけども、議会を通りやすい文言というのをあの産廃のときもいろいろ工夫しましたけども、ちょっとあまりにも表書きと中身が違うというのはどうなのですか、僕はそこがちょっと気になる。僕は反対します、今回。でも、大川はインボイス制度の実施延期、説明不足ではないかと言われていた部分もあるものを延期することを反対したと言われるのです。

委員長（川本 円君） 表題的にはそうなります。

委員（大川弘雄君） でしょう、表題しか出ないのだから。でも中身が違うではないですか。その辺はちょっとどうなのかなという僕は複雑な思いなのです。だから、やっぱりこう中身は同じものを書いてきてもらわないと、僕はその点でもものすごく複雑です、今。

委員長（川本 円君） 松本委員。

委員（松本 進君） 確かにこの文章そのものはいろいろ相談を受けて、県内のいろんな議会の出した文を参考に作りました。

それで、県内でもたしか延期、中止という言葉が入ってるところもあったかも分かりませんが、県内では私の記憶では4自治体ぐらいが延期を、中止の言葉も入っているところもあったと思いますけど、延期を求める意見書を出してほしいという請願が県内で4自治体が可決してるという記憶があります。

ですから、それで確かにそういった、時間がないというのが私が申し訳ないことをしたのですけれども、この新聞をわざわざあえてこの中国新聞を、さっき9月3日付の中国新聞を参考に言わせてもらいました。これもう10月1日は決まっているこのインボイス制度について、混乱を招かない対策が必要であるということも、そこは説明不足とか、中止とかいろいろあるのでしょうか、そういった内容が包含されているというふうに私は思ってます。ですから、今の時点で混乱を招かない対策とは何かという面で、請願者の



ほうは出されている、こういった実施を延期してほしいなということで、確かにその中には説明不足ということもあるかも分からないし、その出した請願者の思いは私は中止してほしいというような思いもあると思いますけれども、法律は決まっているわけですからこの今の段階で何ができるかという面では、このあえて中国新聞が書いているような混乱を招かない対策が要するという面で、私は紹介者としてそういう請願者の出す思いを酌んで、こういった実施を延期してほしいということはいろんな考えの中では大切な国へ上げていく意見書になるのではないかなということで、私はぜひ皆さんに賛成してほしいというふうに思いました。

委員長（川本 円君） 副委員長。

副委員長（山元経穂君） 先ほど堀越委員も言われた、基本的に請願が出ているのででき得る限り請願者の扱いを丁寧に扱ってほしいということと言われたのだと思うのですが、ただこれ民意についてという話でいうと、議長が請願を受けて付託するというところまで来てるって、今この場で7人の委員で審議していることは十分、何て言うのでしょうか、完全に民意を尊重してると私は思うのです。直接民主制じゃなくて間接民主制ですから、私たち全員で議会、市民の代表という形ではあるので、そういう意味では民意は十分に酌んでいるのかなというふうに思います。

あと、先ほど大川委員が言われたように、確かに実施延期を求める請願書と中身が違くと、これ前から話があって先ほど大川委員がお話しされましたけど、飲食のときもちょっと中身がねという。題目と中身は矛盾してなかったけど中身はどんなのかとかというような話もあったので、やっぱり中身とこの実施延期を求める請願書、松本委員も他市の例もあるというような話をしましたけど、どう見てもこの中身を普通に文章を読めば反対の意図しかない。先ほどの繰り返しになりますけど、ではもし請願者の方をお呼びになって聞いても結局は反対という話なのかなと、これで何かが大きく変わるということはないのかなというふうに私は思います。

委員長（川本 円君） 先ほどの松本委員から出たその会期中にもう一回場を設けて、参考人招致という形で請願者を呼んでもうちょっと突っ込んで聞きたいというのは、その手続上、今来ておられるのですけどこの場では駄目なのですか。

今おられるのでしょうか、できるの、できない、できないの。

委員（大川弘雄君） 松本さんが聞いてきたらいいのではないですか。休憩にしてから。

委員長（川本 円君） 代弁していただければ。

道法委員。

委員（道法知江君）　そもそもいつ提出しているのかという時期の問題と、題目と中身の文面がちょっと理解できないということがあると思いますので、今日の段階で提出されている請願書なので、今委員会でやはり採決なり粛々と進めるべきだと思います。

委員長（川本 円君）　ということは、これから討論、採決はちょっと保留という形よろしい。

副委員長（山元経徳君）　すべきだと。

委員長（川本 円君）　すべきだと言ったの、ごめんなさい、現時点において。

堀越委員。

委員（堀越賢二君）　先ほど以前の飲食組合さんの話もありましたけれども、結構請願を否決して落とした後って当事者の方からもすぐ連絡がありましたけれども、それは説明をして納得をしていただいたのかなというふうには思いますけれども、逃げるわけでもないですけれども継続審査とか、継続して何を審査するのかという中身の問題を問われると非常に何も答えられないので、なので逆に継続審査という委員会としての意見を出すのは少し違う気がします。

けれども、言われたように中身が表に出ずに、消費税インボイス制度の実施延期を求める請願を市民が出したのに委員会で否決したということしか、中身はないまま出てしまうのです。それでもその判断はそれぞれの委員さんがすればいいだけのことなので、継続審査をしたらその場は流せますけど中身のない継続はするべきではないと思うので、やはり現時点での紹介議員さんの説明を聞いた中身とこの請願を見て判断するしかないのですが、その判断した結果が正直、我々が判断した内容とは少し違った意味合いで表に出るのかなという心配はあります。

委員長（川本 円君）　さっき大川委員の御提案があったように今いらっしゃるのだから、松本さんがそこへ行ってちょっとそのあたりを聞いてくればという、それで松本委員が代弁するという格好でどうですか。

このまま討論、採決に至るのはちょっとどうかなという部分もまだありますし、そのお題と請願の中身の内容がリンクしてない部分であるとか、その延長というのはどのぐらいのことを言うのかというのが出ているではないですか。松本さんがその請願者にそこをちょっともう一回確かめて、改めてここで発表するというのはいかがでしょう、駄目ですか。

変わる、変わらないではなくて、せっかく来ているのだから、聞いたらいい話かな。

大川委員。

委員（大川弘雄君） 僕は委員会中も言いましたように、延期を求めるのであればいつまでかというの書いてもらわないと、当面というわけにはいかないと思います。その辺は聞いてほしい。

委員長（川本 円君） でしょ、聞いてほしいことがあるのだったら聞けばいいのではないですか。

だって、今日、今から討論、採決しようとしているのなら、なおさらそこらをはっきりしてから討論、採決したほうがいいのじゃないですか。

堀越委員。

委員（堀越賢二君） 請願の中身を変えるのであればこれは1回取り下げて、改めてその中身を変えたようなものにするにしても、どちらにしても今日は終わらせてまた委員会を開催して、その請願で中身が変わったものを受けるか受けないかのまた判断はあると思うのです。

委員長（川本 円君） また議運から。

委員（堀越賢二君） 議運からになるのだと思うのですけれども、まあそれは開いてやればいいのですが、ただそういう手はずを踏んでやるのがいいのか、ただ内容の確認というところですぐ松本さんが休憩中に紹介議員として、その中身とかでなくてそういうものだけに答えていただくのか、ただ中身がないものを口頭だけで説明してそれでというのもどうかと思うのですが、いずれにしても何か延ばすだけ延ばして結果は変わらないというふうに私は思うので、それもどうかなどは思います。

委員長（川本 円君） 暫時休憩します。

午前11時15分 休憩

午前11時23分 再開

委員長（川本 円君） それでは、会議を再開します。

討論、採決の前にちょっと傍聴者を入れるということなので少々お待ちください。

請受第5-1号消費税インボイス制度の実施延期を求める請願書について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

松本委員。

委員（松本 進君） 私はこの請願書に賛成をしたいと思います。

理由は先ほどいろいろ申し上げましたけども、やっぱり中小業者が置かれているこの経営状況というのは大変厳しいと、コロナ禍の影響や物価高騰等で大変厳しい中で、こういったインボイス制度の新たな導入による負担、税の負担、事務の負担等は、竹原市内の本当にとりわけ1,000万円以下の零細業者の経営にとってはさらに打撃を与えるということでは、ぜひこの延期をしていただきたいということに賛成したいというふうに思います。

委員長（川本 円君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） よろしいですか。

これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採択いたします。

なお、採択に賛成でない方は不採択とみなします。

本請願について採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（川本 円君） 結構です。

起立少数であります。よって、本請願は不採択とすることに決しました。

以上、当委員会に付託されました議案は全て議了いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま議決しました本委員会への付託案件に対する委員会報告につきましては、本日の議決結果を報告することといたします。また、本会議での委員長報告の内容につきましては委員長に御一任いただきたいと思いますと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

また、あわせて議決事件の字句等の読み間違いにつきましては、後刻、委員長において調整いたしますので、御了承いただきたいと思います。

その他事項に移ります。

閉会中の継続審査の申出についてであります。次回定例会までの間、当委員会として集中的に継続し調査を行わなければならない事件として、別紙のとおり申し出るように考えております。その他、委員の方で継続審査、調査について御意見がございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） ないようでしたら、議長に申し出ることに対して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、行政視察について協議を行いたいと思います。

暫時休憩いたします。

午前11時28分 休憩

午前11時34分 再開

委員長（川本 円君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

先ほど話しました行政視察については、協議の結果を踏まえ、別紙のとおり日程で調整を引き続き進めて、よければこれで進めさせていただきたいと思います。

総務企画部から報告事項があるということなのでちょっと入室させます。

暫時休憩いたします。

午前11時35分 休憩

午前11時39分 再開

委員長（川本 円君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

総務企画部から報告事項があるということなので、発言を許します。

総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） その他の報告事項ということでお時間を取っていただきありがとうございます。

内容につきましては、備後圏域連携中枢都市圏への加盟についてということございまして、昨日、一昨日と新聞報道もございまして、福山市を中心とする連携中枢都市圏への加盟ということでございます。内容につきましてはこの後企画政策課長が御説明申し上げますが、その趣旨、経緯等につきまして何とぞ御理解いただきますようお願いいたしますので、どうぞよろしく申し上げます。

委員長（川本 円君） 企画政策課長。

企画政策課長（大川真功君） ただいま総務企画部長のほうからありました備後圏域連携中枢都市圏の加盟についてということで御説明をさせていただきます。

今お手元に資料が出ていると思いますので、上から順番に沿ってお話しさせていただきます。

よろしいでしょうか。

まず、1番の趣旨でございます。

こちら、書いておりますように備後圏域の市町と連携し、主に観光や産業などについて共通課題の解決や魅力ある地域づくりを進めるために、この福山市を連携中枢都市とする連携中枢都市圏へ加盟して広域的な取組を拡大、強化するというものでございます。

それから、続いて2番のこれまでの経緯でございます。

こちら、まず1点目の丸にありますように、令和5年5月に竹原市長から、福山市長もしくはこの会議におられました府中市とか尾道市の両市長に、この備後圏域の連携中枢都市圏への加盟についてその場で打診をしております。そういったところ、各市の市長様から、これまでも商工会議所、もしくは竹原市議会、市も個別の事業について既に連携しているものもあるので、ぜひ一緒にやっっていこうというような返事をいただいたというふう聞いております。それを踏まえまして、その後は事務局でどういったものが連携できるのかということにつきまして、令和6年4月からの加盟に向けて今協議を進めているところでございます。

続いて、3点目の備後圏域連携中枢都市圏につきましてですが、こちらのほうは福山市を中枢都市としておりまして、三原市、尾道市、府中市、世羅町、神石高原町とあとは岡山県の笠岡市と井原市の6市2町が、平成27年3月にこの都市圏形成に係る連携協約を締結しております。

4番目の連携する事業でございます。

こちらにつきましては、今既に第2期びんご圏域ビジョンというものをこの圏域で策定されております。これは令和2年度から6年度までの5年間の計画になっております。こちらのほうに掲げております4つの重点プロジェクトの中から、圏域経済の好循環の促進、デジタル化の促進、マイクロツーリズムの促進、最後に医療連携の強化、この4点に取り組むこととされていることから、本市としてどの事業が連携できるのかということは今探っているところでございます。

最後、5点目の今後のスケジュールになります。

令和5年9月、まさに今月ですが、今現在連携中枢都市圏の事務局からどの事業について連携を希望されますかという照会がきておりまして、今竹原市の庁内各課とその調整を

図っているところでございます。

続いて、令和5年10月には第2回備後圏域連携協議会というものがあります。

こちらのほうは各団体の首長が集まる会議でございます。こちらのほうで、竹原市はオブザーバーというような形で参加することになると思います。ここで竹原の加入について非公式になるかもしれないのですが会議の中で報告がある予定になっております。

それから、令和5年12月に第3期びんご圏域ビジョンの策定に係る各種検討ということです。

こちらのほうは当初竹原が入っていない状況で今検討されてはいたのですが、先ほど申しましたように令和6年4月からの加入に向けて準備を進めたいということで、竹原を入れた中での検討というようなこととなります。

最後に、令和6年3月に第3回の備後圏域連携協議会首長会議が開催されまして、ここで正式に竹原の加入についての審議がされるということになります。

2点目の丸で、3月の竹原市議会もしくは福山市議会の定例会へ互いに連携中枢都市圏への加盟に係る議案を提出いたします。

ここで承認いただけた場合に、3点目の丸で、備後圏域連携中枢都市圏への加盟に係る協定締結式を福山市さんで行うようになる予定です。

最後の連携中枢都市圏とはというのは参考で書いておりますので、また御確認をいただけたらと思います。

以上で説明を終わります。

委員長（川本 円君） ただいまの説明に対して質疑のある方、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

松本委員。

委員（松本 進君） 今の説明で4点目の連携する事業というのが説明がありました。その中に4つの重点プロジェクトということで、その中の一つに医療連携の強化に取り組むということがありました。それで、私が気になるのは、これまで呉市のほうの連携都市圏に加盟されて、そのときに例えば具体的に医療連携に関わってのが分かりやすいかなと思うのですが、その場合に私も心配したのは市独自の医療といいますか、住民の応える医療は、例えば一つの例と言え、産婦人科の出産体制も市内にそういう体制があったけれども民間の医療の都合ではできなくなった、その場合いろんな子供が減ってくるかというのでニーズそのものが小さくなるといういろいろな事情もあるのでしょうか

も、例えばそういうものが出産体制の分で医療が竹原市にも欲しいよと、体制が欲しいよという場合は、連携の場合はそこに頼ってしまうと言ったら言葉が語弊があるのかも分からないけど、呉なら呉市との連携を強化した場合は竹原市独自の取組が弱まるというのは危惧したこともあるのです。ですから、今度は備後の圏域に入った場合でそういった医療の関係がますますよそに頼って、竹原市独自のこういう住民ニーズに応えるものが弱ってくるのではないかなという、そこについてはどうのお考えでしょうか。

委員長（川本 円君） 企画政策課長。

企画政策課長（大川真功君） 先ほど医療の連携の強化についての御質問をいただきましたが、先ほど来御説明しました事業の連携につきましても、共通課題の解決を図ることが主になるというふうを考えております。そういうことになりますと、今お話がありましたように本市の施策が弱まるというようなことについては連携すべきでないというふうを考えております。あくまでも共通課題の解決ですので、本市の施策が有効になるかどうか、もしくは施策、課題が解決できるというものについて連携できるように、しっかり精査していきたいというふう考えております。

以上です。

委員長（川本 円君） よろしいですか。

堀越委員。

委員（堀越賢二君） 備後というところで、今三原、尾道、府中等々ありましたけれども、今までの呉市を中心とした連携といったようなものも事業としてはそれはそれであるのかもしれませんが、なかなか実際のものとして、例えば観光であったりにしても、なかなかこの広域を生かした連携といったようなものが薄かったのかなというふうには感じてます。逆に福山市を中枢都市とした備後圏域の連携中枢ということであれば、いろんな面ですぐにでもいいものを共有できるような事業ができるような気がするのです。なので、非常にこの備後の連携といったようなものは期待をしておりますので、市ではありませんけれども神石高原町はいろんな面で進んでいるところもありますし、非常にコンパクトで先進的なこともされているので、やはり竹原がよくなることに関してその連携をしていくということですのでぜひとも進めていって、早くその結果というかものが体現できるようなものを進めていっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

委員長（川本 円君） 企画政策課長。

企画政策課長（大川真功君） ありがとうございます。



確かに今委員おっしゃられますように各市で特徴的なものがありまして、本市にはない取組をされているようなこともあります。今言われました観光につきましても、やはり連携することによって滞在時間がそこそこで延びるということで、消費額もそのまま増えるというような可能性が高まるというふうに考えてますので、今御指摘いただいた点を考えながら進めていきたいというふうに思っております。

委員長（川本 円君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） ないようですので、説明員は退席いただいて結構です。

では、進めます。

以上で本日予定しておりました協議事項は終了いたしました。

その他委員の方から何かございませんか。

堀越委員。

委員（堀越賢二君） 今日補正のところで急なことを言いました。今度からは事前に委員長のほうにも話をしてどういうことかまた。

委員長（川本 円君） いいですよ。

委員（堀越賢二君） すみませんでした。

委員長（川本 円君） では、私のほうから、先ほど継続審査の申出を議長に出しますと言いましたが、ちょっと今タブレットに送ったのですがちょっと見ていただきたい。

事件のところで個別案件のところに、下のほうを見ていただきたいのですが、デマンド交通について、不登校公民連携事業についてというふうな形で、視察に行く場合にはどうしても申出書の中に個別案件として入れなきゃいけないというくくりがあったらしいのですが、僕も初めて知ったのですが、というので今回改めてこの3つを入れ込んでおりますので、視察が終わりましたらずっと引き続きやるのだったら残しますけども、終わったら終わったでまた修正をかけてまた改めて出すような格好になりますので、それだけちょっと覚えとってやってください、よろしく願いいたします。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（川本 円君） ないようですので、以上をもちまして総務文教委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

午前11時54分 閉会